

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合や 陽性と診断された場合の連絡

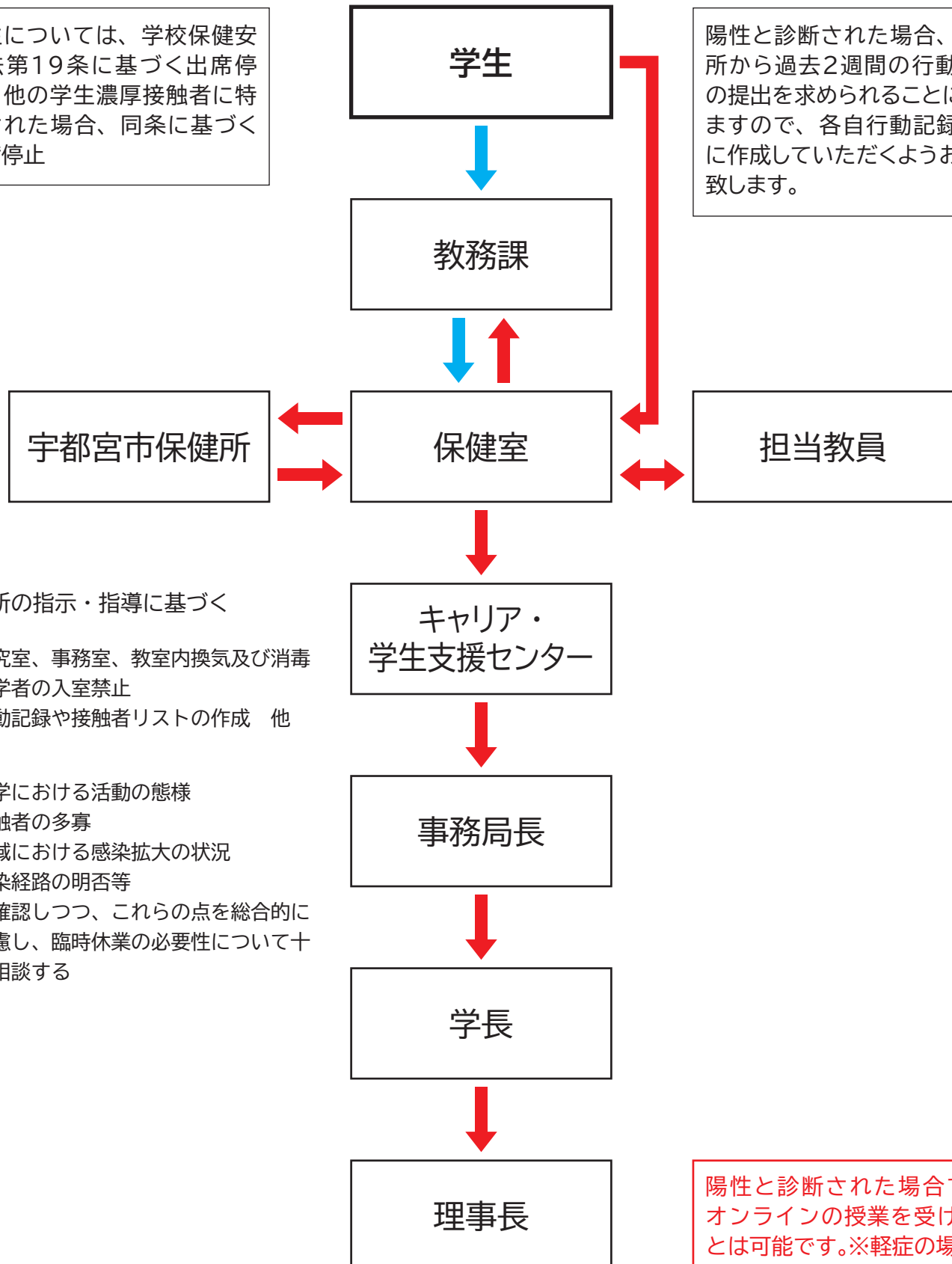
【学生用】

←：風邪等の症状で欠席する
場合

←：陽性と診断された場合

学生については、学校保健安全法第19条に基づく出席停止、他の学生濃厚接触者に特定された場合、同条に基づく出席停止

陽性と診断された場合、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることとなりますので、各自行動記録を常に作成していただくようお願い致します。



保健所の指示・指導に基づく

- ・ 研究室、事務室、教室内換気及び消毒
- ・ 来学者の入室禁止
- ・ 行動記録や接触者リストの作成 他

- ・ 大学における活動の態様
 - ・ 接触者の多寡
 - ・ 地域における感染拡大の状況
 - ・ 感染経路の明否等
- を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談する

陽性と診断された場合でも、オンラインの授業を受けることは可能です。※軽症の場合